

地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割
(情報通信審議会 第6次中間答申)に対するパブリックコメント(詳細版)

<総論>

<5件>

意見番号	団体・個人種別	ご意見等	理由	回答
1	放送事業者	平成23(2011)年7月24日のアナログ放送終了を確実に達成するため、残された期間に、政府をはじめ、関係者が実施すべき施策と課題解決の方向性等を提言した本中間答申は適当と考える。本中間答申を踏まえ、政府は、平成22年度の政府予算においても、地上デジタル放送推進総合対策を一層強化・継続するための予算措置を行うとともに、個別アンテナ改修等を促進するための国の支援措置を検討すべきである。	本中間答申は、政府、放送事業者、メーカー、販売事業者、地方公共団体、消費者団体等の関係者が一層連携して行動することを確したうえで、平成23(2011)年7月24日のアナログ放送終了を確実に達成するため、残された期間に、関係者が実施すべきデジタル受信機普及のための働きかけや支援策、受信側・送信側の課題解決の方向性等を提言したものであり、適当と考える。本中間答申を踏まえ、政府は、平成22年度の政府予算においても、デジタル受信機の普及推進や共聴施設のデジタル化対応、デジタル難視聴解消等の地上デジタル放送推進総合対策を一層強化・継続するための予算措置を行うとともに、デジタル受信機の普及に付随する個別アンテナ改修等を促進するための国の支援措置を検討すべきである。	本中間答申への賛成意見として承ります。なお、アンテナ工事促進のための国の支援措置に係るご意見につきましては、今後の検討の参考にさせていただきます。
2	放送事業者	「地デジ完全移行」の最終段階の仕上げの時期を迎え、第6次中間答申(案)が、政府・放送事業者・メーカー・販売事業者・地方自治体・消費者団体など関係者が、より一層連携を強化して目標達成のために行動していく指針を示している事を評価します。	あらゆる関係者が互いに連携しつつ取り組み実行することで、「地デジ完全移行」がはじめて確実なものになると考えるからです。	本中間答申への賛成意見として承ります。
3	放送事業者	平成23年7月のアナログ放送の終了を確実に達成するために、政府・関係者が行うべき施策と、残された課題解決のための方向性を指し示した本中間答申は適当と考える。その上で、政府は制度設計の主体者として、本答申に示された施策が速やかに実行されるよう、平成22年度以降の政府予算において、受信側及び送信側の各課題について継続的、かつより強化された予算措置を行うべきである。		総務省では、本中間答申を踏まえて、「地上デジタル放送推進総合対策」を改訂しており、この総合対策で示した施策が確実に実施できるよう、平成22年度予算要求を行っています。
4	放送事業者	2011年7月24日のデジタル完全移行に向け、政府をはじめ、関係者が実施すべき施策を網羅した第6次中間答申を評価いたします。政府は、この中間答申を踏まえ、2010年度の政府予算においても、デジタル受信機の普及推進や共聴施設のデジタル化対応、デジタル難視聴解消などの対策を一層強化するための予算措置を行うべきと考えます。	地上デジタル放送への完全移行まで800日を切り、答申にもあるようにまさに「これらが正念場」と考えます。「政府、放送事業者、メーカー、販売事業者、地方公共団体、消費者団体など関係者が一層連携して行動することが必要」との提言を実効性のあるものとするため、予算措置を含む政府の継続的な支援が不可欠と考えます。	総務省では、本中間答申を踏まえて、「地上デジタル放送推進総合対策」を改訂しており、この総合対策で示した施策が確実に実施できるよう、予算要求を行っています。
5	CATV事業者	ケーブルテレビ事業を行なう当社は、地上デジタル放送の推進に関して積極的な取り組みを行ってきました。当社は、地域住民と直接対話する営業を行っており、従前より地上放送のデジタル化についての情報浸透に貢献してきたと自負しております。今後も地域住民と国との接点に立ち、積極的にデジタル化の推進を行ない、今回の答申に記載されている役割を実現していく所存です。つきましては、地上デジタル放送の推進に向けさらなる貢献が可能となるよう、ケーブルテレビ事業者を地上デジタル放送普及促進のメインプレーヤーの一人として位置付けていただくとともに、国からの支援を含め各種の施策において関係者と対等な立場を与えていただくことを重ねて要望致します。	ケーブルテレビ経由で地上波を視聴している世帯数は約3,130万世帯(2009年3月末現在 世帯普及率約60%)であり、その中で地上デジタル放送視聴可能世帯は約2,250万世帯に達しています。これは「デジタル放送推進のための行動計画(第9次)」の中で設定された「当面の普及目標」を上回る実績です。2011年7月24日の完全デジタル化を無事遂行することは国家的事業ですが、そのためには、更なる国民の理解の醸成、受信機の普及、共聴施設のデジタル化などの課題があります。地域住民や自治体に密着してサービスを提供してきた実績を持つ、当社をはじめとするケーブルテレビ事業者は、課題の克服に大きな貢献ができるかと自負しております。よって、今後の各種具体的な計画に参画させていただくよう要望致します。	ケーブルテレビ事業者の方々には、これまで地上デジタル放送の推進について、ご協力いただいていたと考えておりますが、今後とも地上デジタル放送を推進する関係者の一員として、ご協力いただきたいと考えております。

<国民の理解醸成>

<1件>

意見番号	団体・個人種別	ご意見等	理由	回答
6	放送事業者	「デジサポ」による地域の実情に合わせた、きめの細かい情報提供・相談体制の更なる強化と体制確立のため、国の財政的支援を、各地の「デジサポ」へ重点的に行うことを希望します。	国民に対する地デジの周知広報は、全国それぞれの地域の受信実態に即した個別の対応の強化がより一層望まれる段階に入っていると考えるからです。	総務省では、地域における受信者支援体制の一層の強化を図って行きたいと考えています。

<受信側の課題>

<17件>

意見番号	団体・個人種別	ご意見等	理由	回答
7	放送事業者	政府は、関係者と連携してデジタル受信機の普及が遅れている原因を都道府県別・受信形態別に究明し、これに応じた効率的な対策を直ちに講じ、当初の普及目標を確実に達成できるようにすべきである。	総務省が調査した平成21(2009)年3月末時点のデジタル受信機の出荷台数は4,969万台で、普及目標の4,900万台を達成しているが、世帯普及率は全世帯数(約5,000万世帯)に対し60.7%(約3,035万世帯)で、普及目標の62%(約3,100万世帯)を下回っている。これを都道府県別の世帯普及率でみると、沖縄県が37.1%、岩手県が47.4%、長崎県が48.5%、青森県が49.4%で、これらの4県では5割を切っており、著しくデジタル受信機の普及が遅れている。また、受信形態別で見ると、共聴施設でデジタル受信機を保有する世帯のうち、デジタル放送を視聴できない世帯が4割程度もあり、主として共聴施設のデジタル化対応が遅れていることが原因と考えられる。こうした現状を踏まえ、政府は、放送事業者、メーカー、販売事業者、地方公共団体等の関係者と連携してデジタル受信機の普及が遅れている原因を都道府県別・受信形態別に究明し、これに応じた効率的な対策を直ちに講じ、当初の普及目標を確実に達成できるようにすべきである。	総務省では、放送事業者、メーカー、販売事業者、地方公共団体等の関係者と連携してデジタル受信機の普及が遅れている地域・形態について原因を分析し、対策を講じているところです。
8	放送事業者	今後「浸透度調査」を半年毎に実施することを提案します。またその調査内容も、地域別の浸透度調査としても活用出来るような、きめ細やかなものにする事が重要であると考えます。また高齢者等サポートのために安価で使いやすいチューナーの開発・流通は喫緊の課題であり、高齢者等に優しい簡便なりモコンの開発もあわせて、メーカー等への働きかけをより一層活発にすることが必要と考えます。	受信側の課題については、その対応項目が多岐にわたり、なおかつ地域間のばらつきも見られる事から、より一層の実態把握とその個別対応の強化が望まれるところです。高齢者や障害者においては特にデジタル化対応が遅れがちになるとの懸念があり、とりわけきめ細やかな対応が必要であると考えられます。	本年度の「浸透度調査」についてはご指摘のとおり半年ごとに実施する予定です。また、調査内容に関するご意見については今後の検討の参考とさせていただきます。低廉なチューナーの開発・流通の促進に向けては、(社)デジタル放送推進協会の協力を得て一昨年12月に取りまとめた公表した「簡易なチューナーの仕様ガイドライン」を踏まえ、引き続きメーカー等に対して積極的な取組を働き掛けることとしています。また、これらデジタル放送受信機やそのリモコンについても、高齢者等にとって使いやすい機器の普及が進むよう、メーカー等への働きかけを続ける予定です。
9	メーカー	デジタル受信機の各県別の世帯普及率には大きな地域格差が生じていることから、画一的な取り組みだけでなく、地域毎の課題を十分に調査し分析を行った上で、改善策の策定を検討するなど、内閣府を始めとする政府としての取り組みを強化することで、早期に底上げを図って頂きたい。なお、普及率等の調査を実施する際には、精度、継続性に優れたものとなるよう配慮して頂きたい。	世帯普及率は地域間格差が大きく、都道府県別では沖縄県(37.1%)が最も低く、これに岩手県(47.4%)が続くというような調査結果が公表されている。沖縄県では、民放のデジタル化が他県に比べて遅れており、本年12月に先島諸島(石垣島等)での開局が予定されているような事情であることは認識している。しかしながら、完全デジタル化に向け、普及が進んでいない他府県を含め、地域間格差の是正が急務と考えるため。	放送事業者、メーカー、販売事業者、地方公共団体等の関係者と連携してデジタル受信機の普及が遅れている地域に対して、具体的な対策を今後検討していきます。今後の「浸透度調査」については検討の参考とさせていただきます。
10	放送事業者	デジタル受信機の一層の普及を図るため、政府は、普及が遅れている原因を都道府県別、受信形態別に把握し、必要な対策を早急に講じるべきと考えます。また、デジタル受信機の普及に伴い、問題の顕在化が予想される個別アンテナの改修問題について、改修を促進するための支援措置を検討すべきと考えます。	総務省調査によれば、2009年3月末時点のデジタル受信機の世帯普及率は60.7%で、普及目標の62%にほぼ到達する一方、都道府県別の世帯普及率でみると、沖縄県が37.1%、岩手県が47.4%、長崎県が48.5%、青森県が49.4%で、これらの4県では5割を切っており、地域格差が鮮明になっています。また、受信形態別で見ると、受信障害対策共聴施設や辺地共聴施設における共同受信では、デジタル受信機を保有する世帯のうち、デジタル放送を視聴できない世帯が4割程度もあり、主に共聴施設のデジタル化対応が遅れていることが原因と考えられます。こうした現状を踏まえ、政府は、原因を究明した上で、これに応じた対策を講じ、当初の普及目標を着実に達成すべきと考えます。また、デジタル受信機の普及に伴い、今後、アンテナの工事を必要とする世帯は、アンテナで個別受信している世帯のうち工事が未了な世帯と、受信障害対策共聴世帯のうちアンテナでの個別受信へ移行する世帯の計830万世帯と推計されることから、アンテナ工事内容の周知広報や、アンテナ工事の斡旋だけでなく、アンテナ改修を促進するための財政的な支援措置の検討も必要と考えます。	放送事業者、メーカー、販売事業者、地方公共団体等の関係者と連携してデジタル受信機の普及が遅れている地域に対して、具体的な対策を今後検討していきます。アンテナ工事促進のための国の財政支援に係るご意見につきましては、今後の検討の参考にさせていただきます。
11	CATV事業者	受信機の普及について 当社で採用しているセットトップボックス(STB)には地デジチューナーも内蔵しており、加入者からの要望による地デジのみ視聴にも対応できます。また、当社の営業施策によりアナログ停波後には地デジとBSデジタルを中心としたサービスチャンネルというサービスプランもあるため、STBについても支援の対象に含めていただくことをお願いいたします。	機能的に地デジチューナーと同等であるため、加入者への利便性を考慮し、より高機能で価格的にも変わらないか安価な機器であるため意見いたしました。	受信機器購入等の支援の実施に当たっては、自己負担でデジタル対応機器を購入する世帯との均衡の観点から、必要最低限の機能の機器を給付することとしています。そのため、地上デジタル放送を視聴するために、必要最低限の機能を備えた簡易なチューナーの給付が原則と考えています。なお、簡易なチューナーの設置のみでは地上デジタル放送に対応ができない場合には、STBの支援を行う予定です。

意見 番号	団体・個人種別	ご意見等	理由	回答
12	放送事業者	政府は、関係者と連携して、デジタル受信機の普及が当初計画に比して遅滞している要因を究明し、その要因に対応した実効的対策を直ちに講じるべきである	我々放送事業者は現在自社のリソースを動員して、地上デジタル放送の普及に努めている。テレビ東京は本年2月に、放送するほぼ全ての番組においてアナログ放送の終了告知を表示した。その結果総務省が設置している地デコールセンターへの、視聴者からの問い合わせ件数が激増するなど、地上デジタル放送の周知普及に対して相当の貢献を行った。このように放送事業者は、地上デジタル放送への移行に関して、その関係者の一員として、自社の各種資源を使用して責任ある対応を日々行っており、その姿勢は今後も変わるものではない。政府においても、デジタル受信機の普及に関して、その遅滞している要因を例えば都道府県別や受信形態別に究明するなど、それぞれの要因に対応した実効的できめの細かい対策を、政府の責任のもとに早急にも実施すべきである。	総務省では、放送事業者、メーカー、販売事業者、地方公共団体等の関係者と連携してデジタル受信機の普及が遅れている地域・形態について原因を分析し、対策を講じているところである。
13	消費者団体	地デジの普及促進は今後の生活を「豊か・便利・快適」にするばかりでなく、安心・安全にも必須的である。その中核をなすのが双方向デジタルテレビですが、使えなければ話になりません。デジタルテレビを使い易くするための「デジタルテレビの・デジタルテレビによる・デジタルテレビのための」動画等による「誰でも、いつでも、どこでも」可能な分かりやすい取り扱い説明書(取説)の作成は、地デジ開始前までの喫緊の課題と言えます。私もはこの分かりやすい取説の作成を独自に進め、啓発活動をしておりますが、総務省等の関係各位には「デジタルテレビ使い勝手促進に向けた」さらなる工夫と尽力を御願ひする次第です。また、実施に向けては鋭意協力させていただきます。	私も、財団法人日本消費者協会は一般消費者の方々に向けて長い間啓発活動を実施して参りました。日々寄せられる苦情の中で、最近急増しているのがデジタル機器への使いにくさや取扱説明書(取説)への分かりにくさです。そこで、2009年5月、啓発雑誌『月間・消費者』におきまして取説に対するアンケートを実施しました。その結果、携帯電話やパソコン等のデジタル機器では90%、AV家電では80%の方が「分かりにくい取説なんかならないか」となりました。デジタル機器を上手に使いこなせないデジタルデパイドが高齢者を中心に急増している実体を把握した次第です。地デジ放送実施に向けて2年となりましたが、デジタルテレビ未購入の40%(5月現在)の多くは高齢者層と予測され、最も身近なテレビでデジタルデパイドを発生させてはなりません。	本中間答申においても、データ放送等の機能に関連するリモコンのボタン配置や画面表示等に工夫を凝らした使いやすしい受信機や分かりやすい取扱説明書等の準備などの必要性が指摘されているところですが、引き続きメーカー等に対して積極的な取組を働きかけることとしています。
14	衛星放送事業者	「受信機普及」、「受信機器購入等に対する支援」、「高齢者等サポート」、また各共聴施設の対応促進や「公共施設のデジタル化」などの課題への取り組みは、地上・BSを一体のものとして捉えて取り扱っていくことを要望します。	地上アナログ放送受信機の大部分は、BSアナログ放送との共用受信機となっています。アナログ放送を円滑に終了し、デジタル放送に完全移行するためには、地上・BSなどの区別なく、アナログ放送の視聴者が引き続きデジタル放送を視聴可能となるようにすることで、視聴者側の理解も得られやすく、効率的な移行が促進されると考えられます。そのためにBS放送においても、地上放送と同様に「受信機の普及」に関する課題に取り組むことが必要と考えられます。	今後の検討の参考とさせていただきます。
15	放送事業者	共聴施設(受信障害、集合住宅、辺地)について、国が支援措置を拡充していることを評価するとともに、さらなる取組強化・継続が提言されていることに賛同いたします。	国策として取り組まれている地上放送の完全デジタル化まで、残された時間が残り2年となる中で、共聴施設(受信障害、集合住宅、辺地)への対応は、その施設数の多さ、実際の手当ての困難さに鑑みて、喫緊かつ重要な課題と考えます。国が共聴施設のデジタル化を重視し、補正予算等による支援措置を拡充するなど、取組を強化していることを評価します。また、答申において、さらなる取組の強化・継続が提言されていることに賛同するとともに、提言が今後の国の施策に生かされ、共聴施設のデジタル化が加速するよう期待します。	本中間答申への賛成意見として承ります。なお、現在、集合住宅共聴施設のデジタル化対応促進については、デジサポが不動産管理会社等への訪問活動を行うとともに、施設状況の把握を行うとともに支援制度の紹介など、施設のデジタル化対応に必要な情報提供等を行っています。また、集合住宅共聴施設のデジタル化対応の状況は、本年5月に公表していますが、今後も随時進捗状況を公表する予定です。集合住宅共聴施設等の情報の関係者への開示については、デジタル化促進のための必要な対応とともに今後検討する予定です。
16	CATV事業者	経済危機対策としての補正予算に関し、今回受信障害対策共聴施設のケーブルテレビへの移行支援措置を盛り込んで頂いたことは大いに歓迎いたします。地デジ推進の大きな課題である受信障害対策共聴施設のデジタル化をこの支援措置によりさらに推進していく所存です。なお、受信障害対策共聴施設のデジタル化の早期実施に向け、補助金申請受付の早期実施と審査期間の短縮をお願いいたします。	当社エリア内における受信障害対策共聴施設管理者との、交渉が保留されているケースが多く発生しているため。	本中間答申への賛成意見として承ります。今後、本支援措置の早期実施及び活用促進に取り組んでいきます。
17	メーカー	アンテナを含む受信システム設備の改修工事を行う前に費用負担を含めて関係者の了解を得る必要があり、相応の時間を要する場合は想定されるため、政府が中心となり、具体策の早期実施に向けた施策に努めて頂きたい。	アンテナを含む受信システム設備の改修工事を円滑に進めるためには、各世帯などが置かれている状況について、住民を始めとする関係者に正確に認識して頂くことが重要である。特に、受信障害対策共聴施設のように原因者と受信者の利害関係が相反する場合や、集合住宅共聴施設では管理組合などでの改修に向けた諸手続きに一定の時間を要することから、より早い段階での関係者の合意形成が必要となるため。	受信障害対策共聴施設や集合住宅共聴施設のデジタル化対応促進のため、現在、デジサポが施設管理者等への訪問活動を行っております。この中で、施設状況の把握とともに支援制度の紹介など、施設のデジタル化対応に必要な情報提供等を行っております。また、総務省では、幅広い関係者と相互連携し、受信障害対策共聴、集合住宅共聴に関する「共聴施設デジタル化緊急対策」(仮称)を策定するなど、設備の改修促進に関する必要な対応方策を検討してまいります。

意見番号	団体・個人種別	ご意見等	理由	回答
18	GATV事業者	集合住宅共聴設備の改修について 当社の契約ベースで約5,000契約ある集合住宅の契約の内、デジタル未対応の設備が約1,000契約分あるものと推測されます。 これらの設備を改修するにあたり、当社でも利用者が多くの出費を伴うため問題となっており、デジタル化促進のための対策を是非ともお願いいたします。	当社の加入者が実際に共聴設備の改修に少なくない金額を負担され、改修が行われている現実から意見させていただきました。 また、実施時期を早めしなれば、施工についても材料不足や資材の高騰を招きかねないため、早期に実現していただきたく意見を提出することとしました。	平成21年度補正予算で創設した集合住宅の改修支援を着実に執行していきます。
19	GATV事業者	得られた集合住宅共聴施設等の情報を、ケーブルテレビ事業者も含めて関係者に開示する仕組みをご検討願います。	集合住宅共聴施設の地上デジタル放送への移行は、改修や費用負担に係る意思決定までの時間を要するため、限られた期間内で効率よく対処するには、関係者に的確に情報を開示・共有し、積極的に働きかける仕組みを構築することにより、移行がスムーズに行くものと考えます。	今後の検討の参考とさせていただきます。
20	GATV事業者	当社エリア内では集合住宅共聴施設については約9割近くの接続を達成しております。また、積極的に棟内設備を改修しデジタル化推進を行っております。	国策である地上デジタル放送の普及世帯を拡大するため、当社ではデジタル放送開始当初から、集合住宅のオーナーや管理組合の方々と交渉にあたり、積極的なデジタル化を進めてまいりました。	本中間答申への賛成意見として承ります。
21	メーカー	簡易アンテナの活用促進にあたっては、ユーザーの誤認を避けるべく、周知、広報等を徹底して頂きたい。	簡易アンテナの設置、購入に際し、ユーザーに無駄な投資を負わせることを避けるため。	簡易アンテナの活用促進にあたっては、今後、デジサポによる地域説明会などにおいて、簡易アンテナが利用可能な環境条件や簡易アンテナのメリット、デメリットを示したパンフレットの配布などにより周知を行うとともに、実物の紹介についても行っていきます。
22	放送事業者	アンテナによる受信を促進しようとしていることは大いに評価する。地域毎の情報提供や工事斡旋、簡易アンテナの活用等は大いに進められるべきであり、国はこれに必要な予算措置を含めて協力支援すべきである。エコポイントを活用したデジタルテレビの購入支援が行われているが、受像機の購入に限らずアンテナやその取り付け工事も支援して地上デジタル放送の普及を図るべきである。	地上放送をアンテナで直接受信することは放送の基本であり、少なくとも有線での配信に比べて災害時の対応に優れている。また地上デジタル放送はゴースト障害がないということは大きな特長のひとつであり、これまでの受信障害エリアがかなり解消されると見込まれている。したがってアンテナ受信推進のために支援を行うことは大いに意義のあることである。 当社では昨年、その地デジの特長をPRするために「地デジ、受かってしまえばハイビジョン」を合い言葉に「地デジ・受信モニター募集キャンペーン」を行った。「アンテナ取り付け隊」と称するアナウンサーと技術部員のチームが県内各地の視聴者宅を訪問して簡易アンテナでの受信をレポートするスポットCMを放送すると共に、応募当選者に簡易アンテナを配布し富山県内での受信状況を報告してもらい自社ホームページで公開した。(下記ページ参照) http://www5.knb.ne.jp/antenna_monitor/	アンテナ工事促進のための国の財政支援に係るご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。 なお、現在、エコポイントの交換サービスとして、全国の「サポート販売店」を対象家電製品を購入し、手続きをすれば、その場でポイントを使ってアンテナ工事サービスも購入できます。
23	GATV事業者	国及び地方公共団体の施設のデジタル化は、国を挙げて地デジ化を推進する姿勢を示す観点からも、一刻も早い対応を行うよう提言いたします。	国及び地方公共団体の施設のデジタル化に際し、ケーブルテレビが対応すべき施設も想定されますが、高齢者の居住する施設、受信障害対策共聴施設や集合住宅共聴施設などのデジタル化は、2011年7月の押し迫った最終段階での移行が想定され、工事集中による混雑が予想されますので、国及び地方公共団体の施設のデジタル化はできる限り前倒して対処するよう提言願いたく存じます。	「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2008」(平成20年7月 デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議決定)において、各省庁及び地方公共団体の所管の施設及び所管の受信障害共聴の現状等を速やかに把握し、具体的計画を策定、公表しており、引き続き、前倒しを含めデジタル化に取り組んでいきます。

<送信側の課題>

<45件>

意見番号	団体・個人種別	ご意見等	理由	回答
24	電気事業者	山間部等地形的要因で個別アンテナによりデジタル放送を受信できず、共聴施設またはケーブルテレビによりデジタル放送を視聴せざるを得ない地域については、恒久的な対策として、放送事業者がデジタル放送中継局の整備をデジタル放送完全移行後も継続して実施するよう、国から放送事業者への指導を要望する。	地上テレビ放送の視聴は、個別アンテナにより視聴できることが基本であり、デジタル難視解消は放送事業者が中継局を整備することにより行うべきであると考えます。 このため、共聴施設またはケーブルテレビによりデジタル放送を視聴せざるを得ない地域については、放送事業者がデジタル放送中継局の整備をデジタル放送完全移行後も継続して実施すべきであると考えます。	デジタル放送完全移行後も放送普及基本計画に基づき、あまねく受信できるよう取り組んでいきます。
25	放送事業者	政府は、民間放送事業者の経営努力を超える送信側の課題について、国による支援措置をさらに拡充すべきである	テレビ東京の本年3月末時点におけるデジタル放送の電波によるエリアカバー率は、97.7%に達している。また今後平成22年末までの期間に、テレビ東京では残された僅かなエリアをカバーするべく、更に80局近い中継局整備を行う予定である。このように民間放送事業者は、デジタル中継局の整備を完了するために最大限の経営努力を行っている。しかしながら民間事業者の自助努力には当然限界があり、政府はその限界を超える送信側の課題(デジタル難視解消やデジタル混信解消等)の対策に対して、国による支援措置をより一層拡充すべきである	新たな難視解消やデジタル混信解消は、国と放送事業者が連携し取り組んでいるところであり、国においてもこれまで、必要な財政等支援を行っています。新たな難視対策のための中継局整備支援等について、総務省において平成22年度予算要求を行ったところです。
26	放送事業者	政府は、民放事業者の経営努力を超えるデジタル難視解消やデジタル混信解消等の対策について、国の支援措置をさらに拡充し、これに必要な政府予算を確保すべきである。	平成21(2009)年3月末までに4,387局(NHK1,559局、民放事業者2,828局)のデジタル親局・中継局が開設され、これによるデジタル放送の電波カバー率はおよそ97%となっている。平成21(2009)年3月末の中継局ロードマップによると、100%カバーに向けて整備するデジタル中継局の総数は11,336局(NHK4,318局、民放事業者7,018局)にのぼる。民放事業者は、平成22(2010)年末までの残された期間にデジタル中継局整備等を完了するため、国の支援措置を活用しつつ、最大限の経営努力を行っているが、これには限界がある。 政府は、民放事業者の経営努力を超えるデジタル難視解消(特に世帯規模の小さな地区)やデジタル混信解消(特に親局間の混信や中継局受信部への混信)等の対策について、国の支援措置をさらに拡充し、これに必要な政府予算を確保すべきである。	新たな難視解消やデジタル混信解消は、国と放送事業者が連携し取り組んでいるところであり、国においてもこれまで、必要な財政等支援を行っています。新たな難視対策のための中継局整備支援等について、総務省において平成22年度予算要求を行ったところです。
27	放送事業者	「新たな難視世帯」への対応については、送信側の対策及び受信側の対策双方にまたがる問題としてとらえなければならないと考えます。送信側対策においては放送事業者が継続的に対応する一方、受信側対策においても国の指導とともに地方自治体の協力を得た対策実施体制の確立ならびにデジサポの業務範囲の拡大が必要だと考えます。	現状では地方自治体には予算と人員に限りがあることから、地方自治体からの十分な協力が得られていません。そのため国によるさらなる財政的な支援が必要と考えるからです。	新たな難視の解消は国と放送事業者が連携し取り組んでおり、地方自治体の理解、協力が得られるよう放送事業者においても最大限の取組が求められます。なお、デジサポの活用も含めた今後の対策の実施体制については、対応状況を踏まえながら必要な検討を行ってまいります。
28	電気事業者	アナログ放送終了時にデジタル放送を電波によりカバーできないことによる混乱が生ずることがないよう、国及び放送事業者が、山間部等地形的要因で個別アンテナによりデジタル放送の受信が困難な地域の視聴者へ、提言どおり当該地域におけるデジタル放送の受信状況について情報提供する他、当該地域におけるデジタル放送の視聴手段について説明することも要望する。	デジタル放送の電波カバーエリアに関する詳細な情報は国及び放送事業者しか把握していないため、国及び放送事業者が責任をもって、デジタル放送の受信状況やデジタル放送の視聴手段について説明すべきであると考えます。	総務省では放送事業者とともに、デジタル難視の状況、対策手法、対策時期等を地元地方公共団体等へ説明し、関係者のご理解ご協力を得て難視対策を進めていきます。
29	放送事業者	放送事業者は、送信環境の整備に全力をあげて取り組んでいますが、対応に限界のあるデジタル難視やデジタル混信の解消については、国による支援措置が拡充されるよう期待します。	放送事業者は、地上デジタル放送の電波カバー率を100%に近づけるため、中継局整備や送信設備への莫大な投資を行うなど最大限の努力を行っています。 しかし、世帯数の少ない一部のデジタル難視地区や、想定外のデジタル混信等については、放送事業者の自助努力だけでは対応が困難な状況です。 現行の公的支援措置に加え、予算確保も含めたさらなる支援措置が実現するよう、国による積極的な取組みを期待します。	新たな難視解消やデジタル混信解消は、国と放送事業者が連携し取り組んでいるところであり、国においてもこれまで、必要な財政等支援を行っています。新たな難視対策のための中継局整備支援等について、総務省において平成22年度予算要求を行ったところです。
30	放送事業者	デジタル難視解消や、デジタル混信解消などの対策について、国の支援措置をさらに拡充し、必要な政府予算を確保すべきと考えます。	2009年3月末時点でのデジタル放送の電波カバー率は約97%となっていますが、100%カバーを達成するために必要な中継局の総数はNHKと民放の合計で1万1336局(NHK4318局、民放7018局)にも上ります。 民放事業者は、国の支援措置を活用しつつ、最大限の努力を行っていますが、政府は、民間企業の経営努力の範囲を超えるデジタル難視解消やデジタル混信解消などの対策について、支援措置をさらに拡充し、必要な政府予算を確保すべきと考えます。	新たな難視解消やデジタル混信解消は、国と放送事業者が連携し取り組んでいるところであり、国においてもこれまで、必要な財政等支援を行っています。新たな難視対策のための中継局整備支援等について、総務省において平成22年度予算要求を行ったところです。

意見 番号	団体・個人種別	ご意見等	理由	回答
31	電気事業者	建築物等の設置によるアナログ放送の受信障害対策として共聴施設を設置した地域で、かつデジタル化に伴い建築物等による受信障害が解消される地域の内、山間部等地形的要因で個別アンテナによりデジタル放送を受信できない地域については、「新たな難視」として「地上デジタル放送難視地区対策計画」の対象とし、今後対策計画の中でデジタル難視が解消されることを要望する。 また、「地上デジタル放送難視地区対策計画」において、送信側の対策が講ぜられない地域で、ケーブルテレビのサービスエリアとなっている地域については、ケーブルテレビへの移行に対して、国及び放送事業者が当該地域の視聴者へ経済的支援を行うことを要望する。	当社では、送電設備の設置に伴うアナログ放送の受信障害対策として共聴施設を設置してきた地域があるが、デジタル化に伴い送電設備による受信障害が解消されるため、補償は行わず共聴施設を撤去する予定である。当該地域は送電設備の設置前はアナログ放送を個別アンテナにより受信することができたことから、当該地域に個別アンテナによるデジタル放送の受信が山間部等地形的要因で困難な地域がある場合は、当該地域を「新たな難視」として「地上デジタル放送難視地区対策計画」の対象とすべきであると考えられる。また、「地上デジタル放送難視地区対策計画」において、送信側の対策が講ぜられない地域で、ケーブルテレビのサービスエリアとなっている地域については、共聴施設その他、ケーブルテレビもデジタル放送の視聴手段として考えられる。このため、ケーブルテレビへの移行に対しても、共聴施設の新設・改修と同様、国及び放送事業者が当該地域の視聴者へ経済的支援を行うべきであると考えられる。	受信障害対策共聴施設のデジタル対応については、当事者間協議で方針を定めていただくことが原則です。特に公益事業者には、「アクションプラン2008」の趣旨も踏まえつつ、対応の促進に向けた積極的な取組をお願いします。 なお、地形的要因のみで難視となる地区が新たな難視地区の要件に該当する場合には、「対策計画」の対象となるものです。また、ケーブルテレビへの移行支援については、総務省において平成22年度予算要求を行ったところです。
32	放送事業者	現状認識として新潟・秋田間で親局間の混信が大規模に発生していること、提言として混信問題の解決が重要な課題であるとしていることは、評価したい。 親局間の混信問題はチャンネル決定の経緯も含め当該地域の問題に限定することはできず、国としても最大限の支援をしていただくよう、提言としてはより踏み込んだ表現としてもらいたい。	親局のチャンネル選定にあたっては、全国的な関連の中で決まっていたものであり、新潟・秋田間の裁量で変更できるものではなかった。結果的に予想以上に大規模な混信となり、補完的措置では解決できない事態になっている。この対策については「新潟・秋田合同会議」で検討が進められているが、親局のチャンネル変更という、対策規模、経費ともに膨大なものになっている。チャンネル決定の経緯からしても、当該地域での負担には疑問があり、国の補助率2/3を超える、更なる支援を要望するものである。	今後の検討の参考とさせていただきます。
33	放送事業者	中継局の親受けに対する異常伝搬での混信対策(いわゆるDD混信)についても、予見困難なものであり同様に公的支援措置を講ずるべき。	現在、当社は全社をあげて地上デジタル放送の中継局の建設を推進しており、難視解消についても精力的に検討や調査を行い、アナログ終了が問題なく出来るよう準備を進めている。 昨今の広告市況の低迷及び、BSデジタルの普及浸透による視聴率の低下等により営業収入が大幅に減少する中、ぎりぎりの経営を強いられている。このような経営環境の下、混信問題が発生し、対応に苦慮しているのが現状である。 情報通信審議会「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」第6次中間答申を見ると、答申書27ページ「第4章送信側の課題 3. デジタル混信解消 (1)現状」にあるように「異常伝搬は事前のシミュレーションでは予見が困難なもの」と審議会は認識してすでにエリアに対する混信については、公的支援措置が講じられている。しかしながら、中継局の親受けに対しては今のところ公的支援措置はない。 中継局の親受け混信により引き起こされる障害は、結果としてエリア全体が深刻な障害状態になる事態を招くものであり、同様に公的支援措置により対策を行う必要があるものとする。 また、審議会における議論においても本件は重要課題の一つと認識している。	国の補助制度は、アナログとデジタルとのサイマル放送期間中の逼迫した地上デジタル放送用のチャンネル事情を踏まえ、地上デジタル放送を良好に視聴できない受信障害を解消することを目的として設けられています。中継局の親受けにおける混信対策のためには、別途、放送事業用(TTL: Transmitter to Transmitter)の周波数が用意されており、そもそも混信障害の影響を受けない信頼性の高い中継ネットワークは放送事業者の責任において構築されるべきものであることから、公的支援措置は困難です。
34	放送事業者	対策計画の立案は国が地域の放送事業者とともに主体となって行い、その実施においてデジサポと連携を行うことに賛成します。しかしながら対策にかかる費用は国の全額負担とすべきと考えます。	周波数割り当ての主体は、国であるからです。	デジタル混信の対策については、放送事業者が構成員として参加している地上デジタル推進全国会議が策定した「デジタル放送推進のための行動計画」(第9次)(H20.12.1)において、「無線局の免許人である放送事業者としての責務を果たすべく、主体的な対応の取組を行うこと」と合意されており、放送事業者が責任を持って取り組みを進める必要があります。
35	放送事業者	アナログでほとんどの家庭が放送対象区域外の電波を恒常的に受信している「民放1局地区」である徳島県・佐賀県で「衛星利用による暫定的な難視対策」による民放5系列の再送信が始まろうとしています。この2地区における課題と対策についても検討すべき時期に来ていると考えます。	徳島・佐賀2県での「衛星利用による暫定的な難視対策」が終了したあとに対しての明確な方針がないまま開始することは避けなければならないと考えます。	徳島県・佐賀県における「暫定的難視聴対策」の在り方については、全放送事業者が参画する全国地上デジタル放送推進協議会で取りまとめられた方針です。なお、徳島県等における区域外波に関連したもののについては「暫定的難視聴対策」の対象とする世帯は同対策の終了時まで地上系による恒久対策が実施されることが前提となるものと理解しています。

意見番号	団体・個人種別	ご意見等	理由	回答
36	CATV事業者	地上デジタル放送への完全移行、及び地球温暖化の対策の面から有効な手法と考えられるが、既に国の意向に沿ってデジタル化を済ませた多くのCATVユーザーへの配慮・説明をしっかりとって頂くことが望ましい。	既にCATV利用者でデジタル化を済ませた方々が大半を占める状況であり、且つこれらの方々はCATVを支えてこられた優良ユーザーとも言える。これらの方々に不満なり、不信感を与えることは、CATV局及び国にとっても得策ではない。また小中学校も含めた公共施設のデジタル化も進展が見られる中で、説明が不十分であると身内の中で足並みが乱れるとも考えられ、このような事態は避けたい。 更に、アナログ加入者へのデジタル化巻取りでは、2011年7月にアナログ停波を前提としているため、CATV側の信用問題となる恐れがある。国として十分な事前説明が望まれる。 この件は、デジサポにとっても説明に苦慮することは、容易に想定される。	ご意見を参考としつつ、今後、総務省が関係者とともに、周知広報に取り組むことが適当と考えます。
37	放送事業者	地上放送のデジタル化とケーブルテレビのデジタル化には差異があるという点について相応の配慮が払われるべきである。また国民生活センター等で問題になったケーブルテレビの営業活動の適正化をケーブルテレビ業界のガイドライン等に求めているが、十分に機能しているかどうか業界外部の立場から都度検証すべきである。	受信障害対策共聴施設や集合住宅共聴施設の地デジ対応改修において、ケーブルテレビは一つの手段ではあるが、有料のサービスである等、いくつかの点で放送を直接受信する改修とは違う特性を持つことと十分な配慮が払われるべきである。 また本答申の提言にかつて、ケーブルテレビ事業者の営業活動に際し個別アンテナによる直接受信の可能性等の情報提供も行なうなど、視聴者等に誤解が生ずることのないよう適切な取り組みが確実に行われるようにすべきである。	今後の検討の参考とさせていただきます。
38	メーカー	② 暫定的な運用期間、導入に当たったの判断 「一方で、デジアナ変換は、(略) データ放送、マルチ編成、字幕・文字スーパーにも対応していないなど、機能的な制約があり、視聴者が地上デジタル放送の本来のメリットを享受できるものではないこと(略) デジアナ変換を「暫定的措置」と位置付け、(略) 国であらかじめ明確に定める必要がある。」とあります。 デジアナ変換には、いくつかの機能的な制約があるが、字幕機能は、聴覚障害者のみならず高齢者にとっては、必須のものであり変換の対象となるよう要請します。バリアがない地デジへの移行を円滑に進めるうえでも、デジアナ変換の必要要件に加えるべきと考えます。	地上デジタル放送の本来持つ高画質、高音質、データ放送、マルチ編成などは、制約の対象となりますが、字幕機能は、現状アナログ放送で放送されているものであるから除外すべきではないと考えます。 また、既にデジタル受信器においては、バリアフリーが必須の条件となっており、デジアナ変換が「暫定的処置」との位置付けとはいえ、今までとおりアナログ受信器でも字幕放送が受けられることが必要と考えます。 答申の字幕放送の提言(36ページ)には、「字幕放送は、聴覚障害者の情報入手手段としてだけでなく、全ての国民にとって利用可能なサービスとして重要」と記述されています。字幕もデジアナ変換の対象とすることが、この提言に沿うことだと考えます。また、いままでも総務省としても「字幕放送」の普及推進のため、字幕制作に助成金をつけるなど、施策として積極的に推進されてきました。この観点からもデジアナ変換に字幕を重畳する事は、政策の長期的視野からみても極めて重要と考えます。	デジアナ変換は、ケーブルテレビの帯域を非常に占有するものであり、その提供する機能についてはケーブルテレビ業界等と十分に検討する必要があります。ご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。
39	放送事業者	「デジアナ変換」については、明確な期限を設けた上での導入もやむをえないとは考えます。「デジアナ変換」では受信者はハイビジョンやデータ放送(字幕放送を含む)などのデジタル放送の特性が享受できず、またデジタル受信機の普及に伴う国内の経済活性化の効果が得られないという問題があります。 帯域が非常に逼迫しているケーブル局では物理的に「デジアナ変換」の実施が難しいという状況です。本答申の提言では、交付金等の活用によるケーブルテレビのデジタル化の推進が謳われていますが、このようなケーブルテレビへの交付金の重点的配分の検討なども必要な時期にさしかかっていると考えます。 また、このデジタル再送信サービスを受けるために新たにケーブルテレビに加入する視聴者の経済的負担が軽いものでなければ、この答申で意図しているデジタル放送への完全移行の妨げにもなりかねません。以上のように現段階でいるような、技術的・制度的・運用上の課題が存在するため、慎重かつ真摯な検討が、関係者の間で必要と考えられます。		今後の検討の参考とさせていただきます。
40	CATV事業者	ケーブルテレビのデジアナ変換サービスの暫定的導入の促進についてケーブルテレビによる地上デジタル放送の再送信を基本としつつ、受信機買換等に要する負担平準化や廃棄・リサイクルの平準化等のため、緊急避難的措置としてデジアナ変換の暫定的導入を促進するという趣旨は理解いたします。 ただし、導入にあたっては、視聴者の混乱、デジタル受信機普及への悪影響、ケーブルテレビ事業者への過度な負担が生じないよう、十分な制度や環境を整備することが必要と考えます。 そのため、特に次の点について十分配慮いただくとともに、国等による継続的なご支援・ご協力を要望いたします。	ケーブルテレビ事業者が、デジアナ変換の実施を検討するにあたっては、必要と考えることから、意見提出させていただいたものです。	各意見項目について、別途回答
41	CATV事業者	デジアナ変換サービスに対する支援措置についてデジアナ変換の導入費用および終了時の撤去費用を事業者が負担することは困難であることから、国による支援措置を十分講じていただく必要があると考えます。 特に、複数のヘッドエンドを持つ事業者については、箇所数に応じてデジアナ変換に要する費用が大きくなることから、応分の支援措置が必要であると考えます。	ケーブルテレビ事業者はデジアナ変換サービスに要する費用を回収することが困難であるため、十分なる支援措置をお願いしたいが、特に広域をサービスエリアとし、複数のヘッドエンドを持つケーブルテレビ事業者についての配慮をお願いするものです。	デジアナ変換導入のための支援措置については、総務省において平成22年度予算要求を行ったところです。
42	CATV事業者	暫定的な運用期間について衛星利用による暫定的な難視聴対策と同様、2015年3月末を目途とする等、統一的な終了時期を明確にさせていただく必要があると考えます。	視聴者、デジタル受信機メーカー、ケーブルテレビ事業者等に暫定措置であることを明確に示すことにより、視聴者の混乱、およびデジタル受信機普及への悪影響が軽減されると考えます。	運用期間については、今後、総務省において、本答申を踏まえ、事業者からの意見も参考としつつ検討する予定です。

意見 番号	団体・個人種別	ご意見等	理由	回答
43	CATV事業者	<p>・視聴者への周知広報について デジアナ変換では、デジタル放送本来のメリットを享受できないうえ、アナログ放送と比べても機能上の制約があることについて、視聴者に十分理解いただけるよう、国等においても周知広報を実施いただく必要があると考えます。</p> <p>また、暫定的な運用期間中にデジタル受信機の普及が進むよう、引き続き周知広報いただく必要があると考えます。</p>	<p>視聴者への周知広報を十分に実施することにより、デジタル受信機普及への悪影響が軽減でき、また、暫定期間が円滑に終了できると考えます。</p>	<p>今後、総務省において、ご意見を参考としつつ周知広報に取り組む予定です。</p>
44	CATV事業者	<p>・再送信同意について 視聴者の利便性を確保するために、現状のアナログ放送と同エリアで再送信同意を実施いただくとともに、円滑な導入のためにプロセスの簡素化等も実現いただく必要があると考えます。</p> <p>また、デジアナ変換であることを示す告知やデジアナ変換終了告知のためにテロップの表示が必要と考えますので、これらについても同意が得られるよう配慮いただく必要があると考えます。</p>	<p>地上放送局についても、デジアナ変換の趣旨を共有することにより、視聴者の混乱およびケーブルテレビ事業者への過度な負担をなくし、円滑な運用ができると考えます。</p>	<p>今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
45	CATV事業者	<p>・技術課題について 空き帯域不足等からアナログ波と同一周波数でデジアナ変換せざるを得ない事業者では、混信障害の発生期間を極力短くするために、アナログ停波間際にデジアナ変換波へ切り替えることになると想定されますので、アナログ停波まで通常番組を放送いただく必要があると考えます。</p> <p>同時に、混信障害の発生エリアの把握及び解決のため、早期に技術検証結果が得られるようご支援いただくことも必要と考えます。</p>	<p>現状、デジアナ変換実施に関する技術情報が不足しており、検討に支障をきたしていることから、ご支援をお願いするものです。</p>	<p>今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
46	CATV事業者	<p>デジアナ変換サービスについて 本サービスを実施するにあたり設備の増強が必要となりますが、本答申でもご指摘のとおり利益を生まない事業であり、ぜひ手厚い支援措置をお願いいたします。</p> <p>また、アナログ変換の再送信をするにあたり、加入者には区域外再送信を含めたサービスで行う必要があると考えております。再送信同意の新規取得にあたっては、放送発局に十分ご理解いただき、スムーズな同意書の発行が必要不可欠であると考えます。</p> <p>従って、地元局、放送発局の簡潔な手続きによる同意書発行のルールを、明確に本答申に盛り込んでいただき、加入者の皆様に反感を抱かせない様にする必要があると考えます。</p>	<p>冒頭に意見させていただいた視聴習慣により、加入者の利益を損なう事がないよう意見させていただきました。</p>	<p>デジアナ変換導入のための支援措置については、総務省において平成22年度予算要求を行ったところですが、再送信同意に関するご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
47	CATV事業者	<p>本年、石川県珠洲市でデジアナ変換の実証実験を実施しましたが、強電界地域の飛び込み混信障害の心配のある都市部でも、アナログ終了リハーサルとして実証実験の実施をすべきと考えます。</p> <p>その実験結果を踏まえ、デジアナ変換を導入するケーブルテレビ事業者には、混信障害の調査に対する支援策を考慮すべきと考えます。</p> <p>また、混信障害を生じる懸念がある場合には、安価なSTBの支給等についても国の支援の対象とすべきと考えます。</p>	<p>強電界地域での飛び込み混信障害に対する効果的な対応策を検討することが必要と考えます。</p> <p>例えば、マルチメディア放送等の送信所の近隣では、飛び込みによる混信障害の発生が懸念されますので、送信所の設置場所の迅速な情報提供、当該送信出力の減衰、送信ビームの調整などをマルチメディア放送事業者に要請又は調整できる会議体等の仕組み作りをご検討願います。</p> <p>また、デジアナ変換を導入しようとするケーブルテレビ事業者は、混信障害の実態把握は必須ですので、その調査に対する支援策をご検討願います。</p> <p>なお、アナログ終了リハーサルにおけるデジアナ変換の実証実験の検討に当りましては、混信障害が生じた場合の対応策の一つとして、アナログ受信機保有世帯への安価なSTBの支給などの支援策も併せてご検討願いたく存じます。</p>	<p>リハーサルに関するご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。また、デジアナ変換導入のための支援措置については、総務省において平成22年度予算要求を行ったところですが、</p>
48	CATV事業者	<p>デジアナ変換導入に際しては、ヘッドエンド機器等の設備投資に関する支援は実効性のあるものでなければならぬと考えます。</p> <p>したがって、国には現状の制度に因わずにご検討をお願いします。</p> <p>また、設備機器等に関する税制上の減免措置についても、併せてご検討をお願いします。</p>	<p>デジアナ変換の暫定運用期間については、業界には最大3年間という声がありますが、ご指摘のとおりデジアナ変換に関して視聴者からの料金徴収方法がありませんので、期間内にヘッドエンド機器等設備投資の費用回収は困難であります。</p> <p>したがって、デジアナ変換導入に際しましては、当該ケーブルテレビ事業者へのヘッドエンド機器等設備投資に関する実効性のある支援を検討願いたく存じます。</p> <p>なお、暫定運用期間でデジアナ変換を終了する場合に、国等に支援をいただいた場合のヘッドエンド機器等の法定耐用年数の残存期間に対する対策についてもご検討をお願いします。</p>	<p>デジアナ変換導入のための支援措置については、総務省において平成22年度予算要求を行ったところですが、</p>
49	CATV事業者	<p>デジアナ変換は、機能上の制約があることを視聴者・国民に対し、全ての関係者が丁寧に説明すべきと考えますが、特に視聴者・国民へ影響力のある放送事業者の周知・徹底の協力を得られるようお願いいたします。</p>	<p>視聴者・国民が等しく地上デジタル放送のメリットを享受するためには、早期に地上デジタル放送への完全移行が必須であります。</p> <p>一方、2011年の地上デジタル放送への移行の環境整備のために、緊急避難的措置として導入を促進するデジアナ変換は、機能上の制約があることを、国やケーブルテレビ事業者だけで説明を行なうには、視聴者・国民に周知・徹底を図ることに効果・費用等の面で限界があると考えます。</p> <p>したがって、デジアナ変換は機能上の制約があることの周知・徹底に、放送事業者の協力も得られるよう検討をお願いします。</p>	<p>ご意見を参考としつつ、今後、総務省が関係者とともに、周知広報に取り組むことが適当と考えます。</p>

意見番号	団体・個人種別	ご意見等	理由	回答
50	CATV事業者	<p>デジアナ変換を導入する場合には、提言にある国民や関係者の理解の醸成や導入に向けた具体的なアクションプランに加えて、暫定的な運用期間の終了に向けた具体的なアクションプランの策定も不可欠と考えます。</p> <p>特に、無線の地上アナログ放送停波期限である2011年7月24日までのデジタル化推進のための周知広報に比較して、それ以降の関係者による周知広報を含めたデジタル化推進活動がトーンダウンすることのないよう、具体的なアクションプランの策定をお願いいたします。</p> <p>また、デジアナ変換を実施するための諸課題が解決に向かい、ケーブルテレビ事業者がデジアナ変換を実施する場合でも、視聴者側の混乱も予想されます。それらへの対応を含め、ケーブルテレビ事業者側の準備にも一定の期間を要するため、デジアナ変換実施の決定・公表は無線の地上アナログ放送停波の直前になることも許容願いたいと考えます。</p>	<p>デジアナ変換の導入に際しても、提言にもある暫定的な対応であることや終了時期、メリットとデメリットなどに対する国民や関係者の理解の醸成は不可欠ですが、特に無線の地上アナログ放送停波期限である2011年7月24日以降、関係者による周知広報を含めたデジタル化推進活動がトーンダウンすることが懸念されます。</p> <p>仮に、そのような事態となった場合には、デジアナ変換を実施したケーブルテレビ事業者が孤立し、受信機等のデジタル化が進展せず、再度、アナログ放送の停波ができずにデジアナ変換対応期間の延長を余儀なくされることが懸念されます。</p> <p>従って、デジアナ変換を実施したケーブルテレビ事業者のみならず、全ての関係者が暫定的な運用期間を含めて、デジタル化の推進を行うといった具体的なアクションプランの策定が必要と考えます。</p> <p>また、デジアナ変換実施の決定・公表には、提言にもある諸課題の解決が必要ですが、課題が解決に至ったとしても、視聴者側の混乱も予想されます。それらへの対応を含めて、ケーブルテレビ事業者側の準備期間にも配慮をいただき、実施の詳細については無線の地上アナログ放送停波の直前までに決定・公表することを許容していただきたいと思います。</p>	<p>今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
51	CATV事業者	<p>ケーブルテレビ事業者のネットワークは、放送のハイビジョン化に加え、インターネットの高速化やビデオオンデマンドといった通信サービスも含めた新サービスの導入・計画により、使用周波数帯域が逼迫しております。</p> <p>一方、デジアナ変換を導入する場合には、ケーブルテレビ事業者として行っているデジタルコミュニティチャンネル(自主放送)のアナログ再送信も対象として検討する必要があると考えます。</p> <p>つきましては、デジアナ変換を導入する場合には、デジタルコミュニティチャンネルを含めて、各ケーブルテレビ事業者が再送信チャンネルを選択できるような余地を残すこととしていただきたいと思います。</p>	<p>ケーブルテレビ事業者の伝送路周波数帯域や使用周波数帯域は事業者により異なりますが、通信も含めた新サービスの導入・計画により、使用周波数帯域は逼迫しております。一方で、ケーブルテレビ事業者としては、自らが制作・編成・放送しているデジタルコミュニティチャンネル(自主放送)もアナログ受信機による視聴者にも届ける必要性が高いと考えます。従って、デジアナ変換を導入する場合には、ケーブルテレビ事業者が、使用可能な周波数帯域に応じて、デジタルコミュニティチャンネルを含めたアナログ再送信チャンネルの選択を行えるようにしていただきたいと思います。</p>	<p>自主放送のデジアナ変換については、特段制限等を行うものではありません。チャンネル選択については今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
52	CATV事業者	<p>デジアナ変換を導入する場合の暫定的な運用期間については、現在のデジタル化の進展の状況、それを踏まえた2011年7月24日の無線のアナログ放送停波時点での受信機等の普及状況の想定、暫定的な運用期間におけるデジタル化の推進のためのアクションプラン、それによる完全デジタル化の見込みあるいは期限といった様々な観点から、終了の期日を決定されるものと推察いたします。</p> <p>一方、デジアナ変換導入のための支援策として検討されているデジアナ変換装置の法定耐用年数(6年)から、暫定的な運用期間の検討もなされておりますが、支援策である補助金等の扱いによる暫定的な運用期間の決定ではなく、本来の完全デジタル化による国民のメリットの享受等の目的、それに向けた具体的なアクションプランから決定されるべきものと考えております。</p>	<p>デジアナ変換を導入する場合の暫定的な運用期間については、本来の完全デジタル化による国民のメリットの享受等の目的に鑑み、可能な限り短期間が望ましく、必要な期間は様々なアクションプランとも連動し、様々な観点から決定されるべきと考えます。</p> <p>デジアナ変換導入のための支援策として検討されているデジアナ変換装置の法定耐用年数(6年)といった観点のみから決定されるものではなく、本来の目的の達成のために努力することを前提に、必要と考えられる期間(終了時期)が決定され、それにより補助金の扱いも弾力的に検討されるべきと考えます。</p>	<p>デジアナ変換の運用期間に関するご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。なお、デジアナ変換導入のための支援措置については、総務省において平成22年度予算要求を行ったところです。</p>
53	CATV事業者	<p>デジアナ変換を導入する場合、提言にもあるとおり、視聴者から料金を徴収して必要なコストを回収することは困難なため、支援策の検討をお願いしたいと考えます。</p> <p>支援策においては、上記のコスト回収の困難性や完全デジタル化に向けた緊急避難的措置であることに配慮いただき、補助金の補助率、また導入装置の法定耐用年数に暫定的な運用期間が満たない場合に返還を不要とすることなど、実効性のある弾力的な支援策としていただければ幸いです。</p>	<p>デジアナ変換を導入する場合、視聴者から料金を徴収して必要なコストを回収することは困難であり、完全デジタル化に向けた緊急避難的措置であることから、運用の人的負担も重いと想定される事業者に配慮いただき、補助金の補助率、また導入装置の法定耐用年数に暫定的な運用期間が満たない場合に返還を不要とすることなど、実効性のある弾力的な支援策としていただければ幸いです。</p>	<p>デジアナ変換導入のための支援措置については、総務省において平成22年度予算要求を行ったところです。支援策に関するご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
54	CATV事業者	<p>デジアナ変換を導入する場合、ケーブルテレビ事業者の使用周波数帯域の観点から、また、何よりも多数の視聴者宅内のアナログ受信機のチャンネル調整等の混乱・手間を回避するために、現状の地上アナログ放送を再送信しているVHF帯のチャンネルと同一のチャンネルで再送信することが現実的かつ最善と考えます。</p> <p>一方、地上アナログ放送停波後のVHF帯の空き周波数帯を利用する自営通信及びマルチメディア放送等の飛び込み混信障害については、現時点で詳細が不明であり、デジアナ変換実施の可否判断はできないと考えます。</p> <p>従って、今後の検討、アクションプランにおいては、視聴者の利便性への配慮、混乱・手間の回避も合わせてご検討いただき、デジアナ変換の実施の可否をご検討いただきたいと思います。</p> <p>なお、VHF帯での再送信を行った場合、視聴者の宅内配線や受信機からの飛び込み混信障害が発生することも想定されますが、その際には放送の品質や信頼度がベストエフォートとなることも許容される必要があり、その点も適切に周知広報される必要があると考えます。</p>	<p>デジアナ変換を導入する場合、提言において、ケーブルテレビ事業者の使用周波数帯域の課題については触れられておりますが、視聴者の利便性への配慮、混乱・手間の回避が肝要と考えます。</p> <p>一方で、地上アナログ放送停波後のVHF帯の空き周波数帯を利用する自営通信及びマルチメディア放送等の飛び込み混信障害については、現時点で詳細が不明ですので、上記の観点も合わせて、今後の検討により、デジアナ変換実施の可否が検討されることを希望いたします。</p> <p>なお、VHF帯での再送信を行った際に、仮に視聴者の宅内配線や受信機からの飛び込みの混信障害が発生した場合には、放送の品質や信頼度がベストエフォートとなることが許容される必要があると考えます。また、使用する周波数により混信障害の程度が異なることも想定され、その場合にはチャンネル毎の品質や信頼度が異なることも許容される必要があると考えます。</p>	<p>今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

意見 番号	団体・個人種別	ご意見等	理由	回答
55	CATV事業者	地上デジタル放送への完全移行、及び地球温暖化の対策の面から有効な手法と考えられるが、アナログ地上波の電波障害対策者にとって「アナログ放送はまだ終わっていないので補償は継続される」と勘違いされないよう説明をしっかりと頂くことが望ましい。	地上アナログ放送の電波障害対策者に対する補償は地上アナログ放送が終了した時より、アンテナを立てることで地上デジタル放送が受信できる世帯についてはその使命を終了する。しかしながらデジアナ変換を行うことによりアナログテレビが引き続き使用可能になるため、地上アナログ放送は継続されていると誤解されることが予測される。その場合自己負担によるアンテナ設置や地デジ受信機の購入はますます、電波障害が解消されているにもかかわらず引込線を撤去することが困難になる。これにより通常の加入者との平等性が保たれなくなることが懸念される。	ご意見を参考としつつ、今後、総務省が関係者とともに、周知広報に取り組むことが適当と考えます。
56	放送事業者	今回の答申では、デジアナ変換サービスは「ケーブルテレビでの緊急避難的措置」と位置づけられているが、外付けのデジタルチューナーのように廃棄・リサイクルに資する面もあるので、共聴施設での活用などケーブルテレビに限定せず有効に用いるべきである。	今回第6次中間答申の総論でも述べられているように、放送をデジタル化する意義として、視聴者がデジタル放送のメリットを享受できると共に、国民全体としては周波数の有効利用が挙げられている。しかしながら地デジ受信機の購入やアンテナの改修などに相応の経済的負担が生じることも事実である。またまだ使えるアナログ受信機を廃棄することは資源やエネルギーの有効利用の観点から問題がある。したがってケーブルテレビや共聴設備でデジアナ変換サービスを行うことは社会的に十分意義のあることなので、ケーブルテレビにおける緊急避難的措置と位置づけるだけではなく、社会全体で積極的に取組むべきである。そのために国が必要な財政的支援を行うことは経済的にも合理的である。	デジアナ変換導入のための支援措置については、総務省において平成22年度予算要求を行ったところです。支援策に関するご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。
57	CATV事業者	デジアナ変換サービスの導入前提として、公式な「国からの要請」および実施期間の明示を要望いたします。	デジアナ変換を実施するにあたり、デジタル加入促進減速やデジタル既加入者からのクレームなどを想定しております。これらの課題解決には、公式な国からの要請に基づく国民的コンセンサスの形成が必須であると考えます。	総務省において、今後、ケーブルテレビ事業者に対するデジアナ変換の暫定的導入要請を検討します。また、運用期間については、今後、総務省において、本中間答申を踏まえ、事業者からのご意見も参考としつつ検討する予定です。
58	CATV事業者	デジアナ変換を実施するにあたり、以下の機能的制約が発生します。 ① 画像がレターボックスになる ② 字幕放送が対応不可能となる ③ EPG(Gガイド機能)が使用できない ④ コピーワンス対応となる ⑤ 高音質(5.1chサラウンド)に対応できない このようなデジアナ変換サービスの機能的制約については国による周知広報によっての理解醸成が必須と考えます。	上記のような機能的制約に関して、視聴者の理解が深まらなないとクレーム発生リスクが生じるため。	ご意見を参考としつつ、今後、総務省が関係者とともに、周知広報に取り組むことが適当と考えます。
59	CATV事業者	緊急避難的措置としてデジアナ変換が開始され、2011年7月24日に空中波の地上アナログ放送が停波となった後でも、デジアナ変換の提供を受ける視聴者には、継続的なデジタル化推進施策の実施をお願いいたします。	デジタル化推進は空中波の地上アナログ放送停波を境に気運が急速に低下することが予想され、緊急避難的措置のデジアナ変換実施期間が延長するリスクが想定されます。	ご意見を参考としつつ、今後、総務省が関係者とともに、周知広報に取り組むことが適当と考えます。
60	CATV事業者	デジアナ変換を実施するために必要なヘッドエンド機器等の購入に対するケーブルテレビ事業者への支援措置をお願いいたします。また、本支援措置は、ケーブルテレビ事業者が支援を受けやすい内容での検討をお願いいたします。	本答申にも記載があるとおおり、デジアナ変換実施にかかるコストを視聴者より回収することは困難と考えます。	デジアナ変換導入のための支援措置については、総務省において平成22年度予算要求を行ったところです。支援策に関するご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。
61	CATV事業者	地上アナログ放送停波後の空き帯域を利用して開始されるマルチメディア放送等の新サービスとの混信障害の課題については、早急な整理をお願いいたします。	本課題が早期に解決されないと、当社のデジアナ変換実施の方針を早期に決定することが困難となるため。	今後の検討の参考とさせていただきます。
62	通信事業者	ケーブルテレビのデジアナ変換サービスの暫定的導入については、今後導入が予定されているマルチメディア放送が支障なく導入されるよう考慮されることを希望します。		今後の検討の参考とさせていただきます。
63	CATV事業者	アンテナによる直接受信可能な地域においては、再送信サービスの必要性は乏しく、またケーブルテレビ事業者の経営に対する悪影響も懸念されるため、同サービスの提供とその周知活動は、アンテナによる直接受信が出来ない地域や既存のアナログ共聴施設の利用地域のみに限る、といった限定的なものも認めるべきと考えます。	戸建て住宅に対してケーブルテレビによる再送信サービスを行う場合、引込・宅内共聴工事のための初期費用とその後のサービス維持のための継続的な利用料が必要になりますが、この費用は一般的にはアンテナの設置工事よりも高額となります。従って、アンテナでの直接受信が可能な地域では、そもそも再送信サービスをケーブルテレビ事業者が提供することに意味はないと考えます。また、未収金の増加や多チャンネルサービス利用者からのダウングレードなど経営への悪影響も懸念されます。従って地デジの普及のため再送信サービスを導入することはやむを得ないとして、その提供範囲は必要性があると考えられる地域に限ることとし、その情報提供の活動も同地域に限ることを認めるべきと考えます。	「地上デジタル放送のみ再送信サービス」の提供条件等については、ケーブルテレビ事業者が自らの経営戦略に基づき独自に判断・決定すべきものと考えますが、当該サービスは視聴者からの要望も多いため、視聴者が利用しやすい提供条件等によるサービスメニューを導入していただくことが適当と考えます。

意見 番号	団体・個人種別	ご意見等	理由	回答
64	CATV事業者	<p>当社では現在アナログの区域外再送信を、法に則って、開局以来15年間にわたり行って参りました。デジタル放送についても、加入者に定着したアナログ時代の視聴習慣を守るべく、各放送局と鋭意折衝を続けております。しかし、地元の放送局の一部は経営的な問題や県域放送免許などを理由に区域外再送信を認めないと主張するなど、加入者の利益を無視したものとなっており、現在のところ多数の加入者が熱望するデジタルによる区域外再送信が一部実現しておりません。</p> <p>とくに一部地元局の反対は強硬であり、同意が得られる見込みは全くありません。このままの状態では、当社が平成20年度補正予算で既に交付決定をいただいている宇部市北部地区(約14,000世帯)では開局済み地区との間に視聴チャンネルが異なるという情報格差が生じます。</p> <p>また、21年度当初予算で交付金申請中の美祢市秋芳町地区(約2,100世帯)でも同様の情報格差が生じようとしています。</p> <p>本答申にも、加入者(視聴者)の側に立った区域外再送信に対する考え方を是非とも盛り込んでいただき、デジタル化完了を推し進める必要があるものと考えます。</p>	<p>約15万契約の加入者から本件について熱望されており、当社も再三にわたり放送事業者と協議を重ねてきました。しかし、放送事業者の主張も強く同意を取得するに至っておりません。</p> <p>加入者(視聴者)から相次いで届いている要望をまとめ意見させていただきました。</p>	<p>今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
65	放送事業者	<p>ケーブルテレビ事業者に対し、地上デジタル放送のみの再送信サービスの早期導入を求める提言内容に賛同いたします。</p>	<p>ケーブルテレビによる地上デジタル放送の再送信は、その普及において大きな役割を果たしています。</p> <p>提言でも指摘されているように、国民が地上放送のみの安価なサービスを望んでいることもあり、このようなサービスが拡大していけば、地上デジタルの普及にもさらに弾みがつくと考えます。</p> <p>弊社としても、自らの放送対象地域内において、ケーブルテレビ事業者から再送信同意が求められた場合には、積極的に同意手続きを行っていく考えです。</p>	<p>本中間答申に対する賛成意見として承ります。</p>
66	放送事業者	<p>地上デジタル放送への移行に対する共聴施設の対応として、ケーブルテレビによる巻き取りが行われることが多数あるが、共聴施設の改修支援とケーブルテレビ事業者への支援は異なることを明確にすべきである。</p> <p>さらにケーブルテレビへの移行の場合に対する支援に際しては、ケーブルテレビ事業者の「地上デジタル放送のみの再送信サービス」の提供を条件にすべきである。</p>	<p>共聴施設で地デジが観られるようにすること、ケーブルテレビを普及させることは、基本的に異なることである。地上デジタル放送の電波での直接視聴を推進することは必要であり、ケーブルテレビが整備されていることを理由に当該地域の共聴施設のアンテナによる改修を支援対象から外すべきではない。</p> <p>さらにケーブルテレビへの移行に対する支援を行う場合には本来の趣旨を考慮して、ケーブルテレビ事業者は「地上デジタル放送のみの再送信サービスの提供」を必ず行うべきである。</p>	<p>一般に国の補助を受け整備するケーブルテレビは難視聴解消も目的の一つとしており、その施設区域内にある辺地共聴施設のデジタル改修への補助については、ケーブルテレビの整備との二重補助となる恐れがあることや当該区域において自治体が推進する地域情報化施策への配慮の点等から、特段の事情がない限り対象としていません。</p> <p>また、ケーブルテレビへの移行に対する支援については、総務省において平成22年度予算要求を行ったところです。</p> <p>なお、ケーブルテレビ事業者の提供条件の意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
67	放送事業者	<p>IP再送信について放送事業者は、地上波中継局の補完措置として条件不利地域における地上デジタル放送の受信を可能とするための手段として承認したという経緯もあり、IP再送信の条件不利地域におけるカバーエリアのロードマップの公表と、その拡充が早期に行われることを強く希望します。</p>	<p>現状のように「都市部」のみで展開するのではなく、条件不利地域において「補完手段」として機能するのは、地域格差是正の観点からも重要であると考えます。</p>	<p>総務省では、IP再送信の条件不利地域におけるカバーエリアのロードマップの公表と、その拡充が早期に行われるよう引き続き要請していく予定です。</p>
68	放送事業者	<p>電気通信役務利用放送事業者は、IP同時再送信の条件不利地域へのサービス拡大を図るとともに、サービス開始時期を明記したロードマップを至急作成し、公表すべきと考えます。</p>	<p>IP同時再送信サービスは、条件不利地域での「補完措置」として位置づけられており、これまでの答申においても、サービス地域が都市部偏重になることへの懸念が言及されてきたところです。</p> <p>当該サービスを提供する電気通信役務利用放送事業者は、条件不利地域において期待される役割と責任を果たすため、サービス対象地域の拡大を図るとともに、各地域でのサービス開始時期を明記したロードマップを至急作成し、公表すべきと考えます。</p>	<p>総務省では、IP再送信の条件不利地域におけるカバーエリアのロードマップの公表と、その拡充が早期に行われるよう引き続き要請していく予定です。</p>

＜アナログ放送終了にあたってのその他の課題＞

＜8件＞

意見番号	団体・個人種別	ご意見等	理由	回答
69	メーカー	答申書に従い、当協会が排出量予測の見直しを行う際には、政府においても、予測に有効な基礎データ等があれば、その提供をお願いしたい。	当協会では、アナログテレビの排出量の予測に関する今回の答申内容を受け、可能な範囲で柔軟な対応を取りながら、不測の事態が生じることのないように努力する所存であるが、より精度の高い排出予測を行うためには、政府からの有効データの提供が不可欠であるため。	総務省が実施する浸透度調査は、アンケート項目等について関係団体とも相談しつつ実施する予定です。また、調査結果データ等については、できる限り情報提供を行う予定です。
70	メーカー	アナログ停波リハーサルは多様な観点から有効性が期待出来るものであり、是非計画通り着実に実施して頂きたい。	リハーサルの実施は、事前調査段階において、現時点での各世帯における実際のアナログ受信機保有状況の把握が可能になるとともに、デジタル化完全移行時点での対応状況を予想する上で判断材料の一つになる。加えて、短時間停波、長時間停波の影響についても有益なデータ収集が可能となるため。	本中間答申に対する賛成意見として承ります。
71	衛星放送事業者	「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」の具体的な取り組みにおいては、地上・BSを一体のものと捉えて進めていくことを強く要望いたします。	準基幹放送として全国の視聴者が等しく利用可能な広くあまねく提供されるサービスであるBS放送においても、アナログおよびデジタルのいずれも、ほとんどのBS放送受信機は地上放送との共用受信機となっております。アナログ放送終了までに解決すべきと挙げられている多くの課題は、地上とBSと併せて解決していく必要があります。よって、アナログ放送を円滑に終了しデジタル放送に完全移行するために、地上・BSが一体となり各種の課題に取り組んでいくことが必要と考えております。	今後の検討の参考とさせていただきます。
72	衛星放送事業者	第6章の「アナログ放送終了にあたってのその他の課題」の「5. BSアナログ放送の終了に係る周知広報活動との連携」として、課題として取り上げていただいております。引き続き、国民の理解醸成を図る「周知広報」につきましては、地上放送・BS放送の連携、連同を検討いただき、推進されることを要望いたします。		今後の検討の参考とさせていただきます。
73	衛星放送事業者	地上デジタル放送のIP同時再送信が行われるインフラにおいては、BS放送の同時再送信も推進していただくことを要望いたします。その上で、国の電気通信役務利用放送事業者への働きかけは、地上・BSを一体のものと捉えて取り扱い進めていくことを要望いたします。	BSデジタル放送受信機の大部分は、地上デジタル放送との共用受信機となっております。地上・BSデジタル共用受信機を利用する視聴者が、IP再送信を経由して地上デジタル放送を視聴する場合は、BSデジタル放送のIP同時再送信も行われていることが必要となります。そのためにBS放送においても、IP同時再送信を実現し、その上で地上放送と同様にIP再送信に関する課題に取り組むこととなります。	今後の検討の参考とさせていただきます。
74	衛星放送事業者	新たな方式やサービスの実用化に向けた取り組みは、BS放送と密接に連携して進めていくことを希望いたします。	BS放送は、ハイビジョン放送が早く実用化され、デジタル化も地上放送に先行して導入されるなど、新たな方式やサービスを実用化するという先導的な役割を担ってまいりました。「ハイビジョン放送」・「5.1chサラウンド」・「SDTVによる多チャンネル放送」など、準基幹放送であるBSで先行して実用化された新しいサービスが地上放送でも行われていることなどから、今後もBS放送が先導的な役割を果たすことは変わらないと捉えております。今後BS放送において、新たな方式やサービスが実用化されることにより、「デジタル放送の有効活用」に向けた取り組みが進んでいくことが期待されます。	今後の検討の参考とさせていただきます。
75	衛星放送事業者	周知広報活動において、BSアナログ放送の終了についても周知広報活動を着実に実施する必要があるとの提言がされています。アナログ放送の終了が広く認知されるために、地上放送、BS放送を一元的に扱い、アナログ放送終了の情報を提供することは効果的であると考えられ賛同いたします。		本中間答申に対する賛成意見として承ります。
76	衛星放送事業者	地上デジタル放送における「悪質商法対策」「廃棄・リサイクル」「アナログ放送終了手順」「アナログ放送終了リハーサル」などに関する課題は、BSデジタル放送においても同様に課題であり、各提言における取り組みを地上・BS一体として取り扱い進めていくことを要望いたします。特に、アナログ放送終了の実行においては、BSアナログ放送の関係者と密接に連携することを強く要望いたします。		今後の検討の参考とさせていただきます。

＜アナログ放送終了後の課題＞

＜1件＞

意見番号	団体・個人種別	ご意見等	理由	回答
77	メーカー	デジタル放送用周波数の再編にあたっては、リバック計画に基づき、受信機メーカー側の意見も反映して頂きながら、混乱のない対応が可能となるよう、関係者と十分な連携を図りながら進めて頂きたい。	受信機メーカーに対し、一定期間に視聴者からの問い合わせが殺到した場合、十分な対応がとれない可能性があるため。	今後の検討の参考とさせていただきます。